

春日部市被保護者年金申請支援事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

生活保護受給者の自立促進を図るため、生活保護の被保護者等の年金調査及び申請代行手続等を外部の事業者へ委託する被保護者年金申請支援事業を委託により実施する。事業の実施には、社会保険制度及び各種給付制度等に関する高度な知識を必要とするものであることから、被保護者に係る事業の実績を有した事業者を対象に、企画提案による公募型プロポーザルを実施するものである。

2 委託業務の内容に関する事項

(1) 業務名

春日部市被保護者年金申請支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「春日部市被保護者年金申請支援事業業務委託仕様書」による。

(3) 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

(4) 委託料上限額

14,300,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

本委託業務の契約締結に係る上限額であり、本市がこの金額で契約を締結することを約束するものではない。

なお、提出される見積額が上限額を超えた場合には審査自体を行わない。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 委託料の支払

毎月払い

3 スケジュール

令和8年5月19日（火） 公告

令和8年5月26日（火） 質問書提出期限

令和8年6月2日（火） 質問書の回答

令和8年6月9日（火） 参加申込及び企画提案書等提出期限

令和8年6月10日（水） 参加資格確認結果通知及び審査通知

令和8年6月17日（水） 審査（プレゼンテーション）実施

令和8年6月22日（月） 審査結果通知

令和8年6月30日（火） 委託契約締結

4 応募資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 春日部市契約規則（平成17年春日部市規則第126号。以下「契約規則」という。）第15条の規定により春日部市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 本業務の公告日から業務委託候補者を選定するまでの期間に、春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 本業務の公告日から業務委託候補者を選定するまでの期間に、春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成24年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 過去3年間（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）に、都道府県及び市区町村から発注された本業務と同等以上の業務について、元請として契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績がある者。

5 手続き等に関する事項

(1) 参加申込書等の受付

- | | |
|--------|--|
| ア 提出期限 | 令和8年6月9日（火）午後5時15分まで |
| イ 提出場所 | 5の（4）のとおり |
| ウ 提出書類 | ① 参加申込書
② 業務受託実績調書（様式1）
③ 業務受託実績の確認できる書類の写し、その他事業者の概要を表すもの（任意様式、パンフレット等可能） |
| エ 提出部数 | 1部（電子データ） |
| オ 提出方法 | 持参又は郵送（郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。） |

(2) 質問書の受付

- ア 提出期限 令和8年5月26日(火)午後5時15分まで
- イ 提出方法 質問書を添付した電子メールを5の(4)の電子メールアドレスに送信する。
- ウ 回答方法
- ・参加申込書を提出した事業者にあて、令和8年6月2日(火)午後5時15分までに、電子メールで回答する。
 - ・全質問を一括して令和8年6月2日(火)に、春日部市公式ホームページへ掲載する。

(3) 企画提案書の受付

- ア 提出期限 令和8年6月9日(火)午後5時15分まで
- イ 提出場所 5の(4)のとおり
- ウ 提出書類
- ① 企画提案書(任意様式も可)
 - i) 記載事項
 - ・統括責任者、実施体制(再委託予定先含む)
 - ・行程表
 - ・その他、有用と思われる提案
 - ii) 作成方法等
 - ・用紙のサイズはA4版とする(図表等については、A3版の片面印刷で折り込みも可能)
 - ② 見積書(任意様式)
- エ 提出部数 1部(電子データ)
- オ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。)

(4) 担当(問い合わせ先・提出場所)

〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1
春日部市役所生活支援課保護第1担当
電 話 048-796-8452(直通)
ファクシミリ 048-737-3682
電子メール seikatsu@city.kasukabe.lg.jp

6 業務委託候補者の選定に関する事項

(1) 審査(プレゼンテーション)

審査(プレゼンテーション)は、令和8年6月17日(水)に春日部市役所本庁舎3階303会議室にて参加事業者の提出した企画提案書等の説明及び業務従事予定者の経歴や意気込み、強み等についてのプレゼンテーションを実施する。

(2) 業務委託候補者の選定

審査により、総合的に判断し、最も優れていると認める者を最優秀企画提案事業者として選定する。

春日部市は審査委員会の選定を基に、総合的に判断して、当該事業の業務委託候補者を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は令和8年6月22日（月）に郵送および電子メールで通知する。

7 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者の選定手続への参加資格を失うことがある。

- (1) 4（応募資格に関する事項）の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 参加申込書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しなかったとき。
- (3) 参加申込書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 参加申込書等に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (5) 参加申込書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

8 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加者を広く募るため、春日部市公式ホームページへの掲載等により周知を図る。
- (2) 提出された参加申込書、企画提案書、質問書等（以下「提出書類等」という。）は返却しない。
- (3) 書類の作成及び提出に係る費用等の参加費用は全て参加者の負担とする。
- (4) 提出書類等は、本業務の委託候補者の選定以外の目的には使用しない。なお、提出された書類は、春日部市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 参加申込書等を提出した者が本プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに、文書で春日部市生活支援課長に届け出ること。
- (6) 業務委託候補者選定後、本プロポーザルに参加した事業者を公開する場合がある。ただし、提案内容及び審査内容については公開しない。
- (7) 複数の事業者が共同して当該事業に参加することができる。この場合、事業者間の意思決定や当該事業業務委託に責任を持つ者（代表事業者）を決定し、事業者間の役割分担を明確にすること。

また、共同する全ての事業者が4に規定する応募資格を満たしていることとする。